

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に定める会員について定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同して入会し、目的達成のため必要な援助を行う者をいう。

2 会員は、次に掲げることを行ってはならない。

(1) 本会を利用した営利、政治、宗教活動

(2) 本会の名誉を著しく傷つける行為又は本会の目的に反する行為

(会員の区分)

第3条 本会の会員は、次のとおり区分する。

(1) 個人会員

(2) 団体会員（法人会員以外の団体）

(3) 法人会員（会社、事務所、施設・事業所）

(入会及び退会)

第4条 入会及び退会は、次のとおりとする。

(1) 入会は、入会申込書（様式1号）を提出し当該年度の会費を納めたとき。

(2) 退会は、死亡、解散したとき、又は退会届（様式2号）を提出したとき。

(変更)

第5条 届出事項の内容に変更が生じた場合は、届出事項変更届（様式3号）を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、その年度の会費を年度内に納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分別に申出の口数とする。

(1) 個人会員 1口 1,000円

(2) 団体会員 1口 5,000円

(3) 法人会員 1口 10,000円

3 会員となる日から当該年度の末日までの期間が6か月以内の場合は、その期間に対する会費として前項の会費の2分の1の額を納入するものとする。

4 納入した会費は、返還しない。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式 1 号

社会福祉法人直方市社会福祉協議会
入会申込書

社会福祉法人
直方市社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

法人・団体の名称 <small>めいしやう</small> ※個人の場合は記入不要	(ふりがな)
代表者名 (氏名) <small>しめい</small> ※個人の場合は氏名	(ふりがな)
所在地 (住所) 電話番号 F A X	〒 — 電話番号 — — F A X — —
主な業務内容	
会費口数	個人 1, 0 0 0 円 × () 口 = 円 団体 5, 0 0 0 円 × () 口 = 円 法人 1 0, 0 0 0 円 × () 口 = 円
備考	

団体の概要が分かる書類を添付してください (定款、役員名簿等)

様式 2 号

社会福祉法人直方市社会福祉協議会
退会届

社会福祉法人

直方市社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

貴会を退会します。

法人・団体の名称 <small>めいしょう</small> ※個人の場合は記入不要	(ふりがな)
代表者名 (氏名) <small>しめい</small> ※個人の場合は氏名	(ふりがな)
所在地 (住所) 電話番号 F A X	〒 — 電話番号 — — F A X — —
現在の会費口数	個人 1, 0 0 0 円 × () 口 = 円 団体 5, 0 0 0 円 × () 口 = 円 法人 1 0, 0 0 0 円 × () 口 = 円
退会理由	

様式3号

社会福祉法人直方市社会福祉協議会
届出事項変更届

社会福祉法人

直方市社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

貴会に登録のある会員情報を次のとおり変更します。

変更のある項目（左の空欄）に○を記入してください。		
法人・団体の名称 <small>めいしやう</small> ※個人の場合は記入不要	(ふりがな)	
代表者名（氏名） <small>しめい</small> ※個人の場合は氏名	(ふりがな)	
所在地（住所）	〒	—
電話番号		— —
F A X		— —
会費口数	個人	1,000円×()口= 円
	団体	5,000円×()口= 円
	法人	10,000円×()口= 円